

文部科学省科学技術人材育成費補助事業(平成28年度～平成33年度)
「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ(牽引型)」

平成30年度 女性教員をリーダーとする共同実施機関との共同研究支援 公募に関する Q&A

★本支援の申請にあたっては、必ず「公募要項」と本書を熟読の上、不明な点は男女協働推進センターへご照会・ご相談ください。

【応募資格・条件について】

Q1. 申請者(研究代表者)は大阪大学の常勤教員とあるが、クロス・アポイントメント教員は申請者となることが可能か。

A1. 平成30年度に常勤教員として在職する者であれば、他機関からのクロス・アポイントメント教員も申請者の資格があります。ただし、申請者の本務機関との共同研究(例:ダイキン工業からのクロス・アポイントメント教員が申請者となり、ダイキン工業の研究者と行う共同研究)で申請する場合、学内共同研究者に大阪大学のエフォート率100%の教員を1名以上含むことが条件となります。

Q2. 応募時点で「着任予定」の常勤教員は申請者となることが可能か。

A2. 可能ですが、所属予定部局の事務担当係を通して着任日等を説明いただくことが必要です。

Q3. 「共同実施機関の女性研究者」の職位は不問か。

A3. 共同実施機関における職位には制限がありませんが、研究補助者ではなく、独立した研究者として共同研究に参加していることが条件となります。また、共同研究者が競争的資金により雇用されている場合は、本支援に採択された共同研究に参加することがその雇用条件に抵触しないことが必要です。

Q4. 申請時点で共同研究が開始されていることが必要か。

A4. 採択決定前はまだ実質的な研究活動を開始していなくても申請可能ですが、共同研究者や研究計画は既に決定しており、採択決定後には速やかに共同研究を開始できることが必要です。

Q5. 医薬基盤・健康・栄養研究所、ダイキン工業の2機関以外との共同研究は対象外か。

A5. 本事業の「共同実施機関」とは医薬健康研とダイキン工業であり、この2機関いずれかとの共同研究が、本支援の対象です。このほかの企業・研究機関の場合、その機関が本事業の「協力機関」に該当すれば、本支援と同時公募中の「女性研究者をリーダーとする協力機関との共同研究支援」に申請できる可能性があります。詳細は「協力機関との共同研究支援」の公募要項を参照してください。

Q6. 申請資格を満たす共同研究を複数実施している場合、複数申請は可能か。また、複数採択される可能性はあるのか。

A6. 例えば共同実施機関との共同研究を1件と協力機関との共同研究を1件など、申請資格を満たす複数のプロジェクトを実施している申請者は、複数申請することも可能です。ただし、その場合の採択は、審査により決定されるいずれか1件のみとなります。

Q7. 「本事業が開催するシンポジウムやセミナー、研修会等への積極的な出席や、男女協働推進センターが主宰する女性研究者ネットワークへの参加、自然科学系女性研究者のロールモデルとして学内外への情報提供」が不可能な場合は申請できないのか。

A7. 本支援は採択された女性研究者の研究力向上とともに、共同研究者や学内に男女協働意識が共有されることによる、ダイバーシティ研究環境の実現をも目的としています。申請・採択の条件ではありませんが、本支援の趣旨を理解いただいた上で、可能な範囲での参加や協力をご予定ください。

【経費使用について】

Q1. 経費使用ができないものはあるか。

A1. 次に掲げる経費については使用することができないので、ご注意願います。

- ・本申請の共同研究の実施に直接必要のない経費
- ・本学が定めた規定により執行し得ないもの
- ・施設の建設や改修に係る経費
- ・支援期間外の経費(Q3を参照)
- ・大学、研究室にて通常備えるべきもの
- ・打合せ等にかかる飲食物の経費
- ・旅費に係る手数料(デリバリー手数料や計算手数料等)
- ・本申請の共同研究に直接関係のないシンポジウム、講演会等の傍聴参加に係る参加費、旅費(本事業にて参加を要請するダイバーシティ推進関係のシンポジウム等)

※「協力機関との共同研究支援」とは、財源が異なるため、経費使用上の条件が異なります。

Q2. 支援対象となる経費に人件費が含まれていないが、使用不可なのか。

A2. 財源となる文部科学省人材育成費補助事業の趣旨に鑑み、人件費を充当して雇用する研究補助者等には、雇用時から雇用後における長期キャリアパスに配慮する必要があります。そのため、本支援では、雑役務費による短時間・短期間の非専門的作業に従事する学生アルバイトや、作業の外部委託などが想定されていますが、人件費の執行が必要となる場合、雇用契約書での研究課題名と用務内容の明記や、定められた用務以外に従事させない厳密な勤務管理が可能か検討いただいた上で、申請前にご相談ください。

Q3. 2年ライセンスのソフトウェアを購入することは可能か。

A3. 期間ライセンスのソフトウェアは、平成30年度(平成30年4月1日～平成31年3月31日)の日割り金額のみ使用可能ですので、案分された他年度分は別の経費で支払っていただく必要があります。同様に、機材リース等の契約料金についても、年度をまたぐ契約期間であれば、本支援で経費使用できるのは平成31年3月31日までの日割り額になります。

Q4. パソコン、タブレット等情報機器の購入は可能か。

A4. 可能ですが、発注の際に購入目的や使用者、使用場所を明確に記した「理由書」が必要です(通常、所属部局からこのような理由書の提出を求められていない場合でもご用意ください)。なお、本支援で採択された共同研究の実施において必要性が説明できないものは、経費使用不可となることがあります。

Q5. 採択後に配分された経費を費目間流用することは可能か。

A5. 申請時点で予測できなかった計画変更については、流用金額に条件はありますが可能です。できるかぎり使用計画に基づいた使用を心掛けてください。

【申請方法について】**Q1. 申請者本人から男女協働推進センターへ直接提出することは可能か。**

A1. 所属部局が申請の事実を承認・把握する必要があります。必ず事務担当係を通して提出してください。また、申請にあたっては予め部局事務担当への提出期日を確認の上、申請書類をご準備ください。

【審査および審査結果について】**Q1. 審査内容は公開されるのか。**

A1. 第1次審査、第2次審査ともに非公開となります。

Q2. 採択決定後、HP上で申請者名等とともに研究課題名が公表されるとあるが、共同研究上の機密を含む場合も公開されるのか。

A2. 申請時にその旨を必ずご相談ください。また、HP等での公開にあたっては事前に内容確認を依頼しますので、必ず確認するようにしてください。